

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針の策定について

西都市に在職する技能労務職員等の給与等について、同様の業務を行う民間事業者に比べ給与水準が高いとの指摘があることから、給与水準や技能労務職員等のあり方について総合的な点検作業を行っています。

今後、西都市におきまして、技能労務職員等の給与等の見直しについて以下のとおり取り組みます。

1. 技能労務職員等の給与等について

国などから民間事業者に比べ高いとの指摘がある給与水準について、その改善を図るために適用給料表を現在の行政職給料表(一)から行政職給料表(二)に移行することとします。

2. 技能労務職員等のあり方について

技能労務職員等のあり方について、今後も業務の民間委託等を始めとした方法により技能労務職員等の純減を図ります。

具体的には、学校給食センター業務の民間委託、保育所の統合及び退職補充職員の非常勤職員化等による技能労務職員の純減を図りたいと考えます。

以上の方針については技能労務職員をはじめ、職員組合その他の関係者との協議を行い、準備が整い次第順次実行に移します。

技能労務職員等

技能労務職員とは技能的業務に従事する職員と労務作業に従事する職員のことを指します。

技能的業務に従事する職員としては調理師など家政的業務を行う者や自動車運転手、労務作業を行う職員としては守衛、用務員及び労務作業員等が対象となります。

西都市では調理師・自動車運転手等が該当します。